

日本学術会議地球物理学研究連絡委員会

大気科学小委員会

委員長 山本義一(東北大学)
幹事 小倉義光(東京大学, 海洋特別委代表)
委員 荒川秀俊(気象研究所)
有住直介(気象庁, 宇宙空間特別委代表)
石原藤次郎(京都大学, 水特別委代表, 第3部会員)
磯野謙治(名古屋大学)
井上栄一(農業技術研究所, 國際生物学事業計画特別委代表)
宇田道隆(東京水産大学, 地物研連委 海洋分科会代表)
神山恵三(気象研究所 第4部会員)
川瀬二郎(気象庁, 南極観測特別委代表)
岸保勘三郎(気象庁)
北岡竜海(気象庁)
沢田竜吉(九州大学)
正野重方(東京大学)
速水頌一郎(東海大学 地物研連委 医水分科会代表 第4部会員)
福島直(東京大学 地物研連委 地磁気分科会代表)
孫野長治(北海道大学)
柳井迪雄(東京大学)
山元竜三郎(京都大学)
西山卯三(京都大学, 第5部会員)
坂口勝美(林業試験場 第6部会員)

7-20

庶発第530号 昭和42年5月13日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官, 大蔵
文部両大臣, 日本育英会会长)

大学院学生に対する奨学金制度の改善について(勧告)

標記のことについて、本会議第48回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

大学院(国、公、私立)学生に対する奨学金制度が、わが国における科学的研究者の組織的養成機関である大学院の維持発展にとって、不可欠の役割を果してきたことは周知のとおりである。本会議は、つとにこの制度の重要性を認め、これまで、数次にわたって奨学金制度の改善について、政府に対して勧告あるいは申入れを行なつてきたが、遺憾ながら、その改善は遅々としており、とく

に、支給金額の水準は、一般所得水準の上昇に比べて立ち遅れ、大学院学生が、その学業と研究に安心して従事することが不可能な性態にある。このままでは、大学院制度の存立自体が危機におちいるといつても過言ではない。

本会議は、ことの重要性にかんがみ、重ねて大学院学生に対する奨学金制度の根本的改善について早急に次のように措置されるよう要望する。

- (1) 支給金額を、国立大学助手の給与水準に準ずる額に引き上げることとし、さしつめ、昭和43年度においては、その支給月額は、博士課程在学者には25,000円、修士課程在学者には、20,000円と定め、昭和45年度に至る3年計画で、前記の水準を達成し、その後は、助手の給与水準に対するスライド制を考慮すること。
- (2) 支給対象は、定員の枠の中で、ほぼ入学者の全員にゆきわたるように拡張し、学校差などをなくすこと。
- (3) 現在、貸与制となつてゐる奨学金を、博士課程在学者については原則として給与制度に改めること。
- (4) 大学院修業者が、奨学金の返還免除職に就職するまでの猶予期間を一般的に「5年以内」に延長すること。
- (5) 奨学貸与金の返還免除をうける指定機関（試験所、研究所、文教施設）を決定する審査会に学界代表を加えること。

説 明

(1) 本会議は、これまで、大学院学生にたいする奨学金問題について、数次にわたつてとりあげてきた。昭和28年5月には文部大臣ならびに日本育英会会长宛に、「新制大学院における奨学金制度について」の要望書を提出し、昭和34年5月には、その前年に行なわれた大学院学生に関する生活実態調査にもとづいて「大学院学生に対する給費について」の勧告を文部大臣あてに行なつた。さらに、昭和39年11月には、「大学院の整備、拡充について」の勧告のなかで、奨学金の改善策についてもふれたのであつた。しかしながら、その改善は遅々としている。貸与を受ける人員は増加してきているが、今日、なお大学院学生の一部にのみ貸与されているにすぎないし、貸与金額の水準は久しくすえおきになつてゐるので、実質的には年々低下し、昭和29年に本制度が確立された頃に比べると悪化している。昭和42年度予算案では、貸与人員が2,500名増加し、貸与金額の水準が3,000円引き上げられるなど、幾分改善されることは喜ばしいことであるが、なお、この制度の発足時に比べても内容上は劣つており、本会議の要望、勧告の線にはるか遠い状態にある。この問題については、国立大学協会（1964年1月26日大学院ならびに大学の奨学制度の拡大について）ならびに科学技術会議（1966年8月31日科学技術振興の総合的基本方策に関する意見）も要望していることは周知のとおりである。

本会議が本問題についてとつてきた基本的な考え方は、昭和39年の「勧告」のなかにも示されていりとおり次の3つの原則であつた。

- (イ) 大学院に限つて支給対象は定員の枠内で、ほぼ入学者の全員とすること。
- (ロ) 博士課程にあつては、原則として給費とすること。
- (ハ) 給与額は修士、博士課程を通じて、同期の学部卒業者が、国立大学の助手となる場合の給与額

に準ずる額とすること。

(2) 大学院学生にたいする奨学金は、別表(1)に示した様に変化している。昭和29年当時には修士課程と博士課程との別ではなく、第1種と第2種とに分かれ、第1種とは修学後学術研究に従事しようとする学生に対するもので、月額は6,000円第2種とは、博士課程終了後学術研究に従事しようとする者のうち、とくに優秀な学生に対するもので10,000円であつた。のち(昭和32年)にこの第2種は事実上博士課程在学生だけに限定されるように改められたが、金額は長らくすえ置かれた。その後、別表(1)のように、昭和36年から第1種と博士課程の第2種が若干引き上げられ、昭和38年に修士課程と博士課程とを区別する新制度が確立し、夫々10,000円と15,000とになつた。

しかしながら、その金額の引き上げはまことに不十分であつて、修士課程の第2種は、昭和29年度以降41年度までの12年間にわたつてすえ置かれ、博士課程の第2種はわずか50%、また、修士課程の第1種をとつても67%の引き上げにとどまつていた。もつとも昭和42年度には、夫々3,000円引き上げられたので、上昇率はその分だけ高まるが、本質的に改善されたわけではない。

この間、一般物価指数(消費者物価)は51.8%上昇し、昭和42年には、29年対比で59%程度高まるものと考えられる。したがつて、昭和42年度の引き上げを見込んで、修士課程の第2種では14.4%の低下となり、博士課程では、41年には実質価値を維持し、昭和42年の引き上げによつて13%高まつた計算になる。しかしながら、この場合の消費者価格指数は一般世帯のものであるから、実際の大学院学生の消費者価格指数を算出すれば、おそらくもつと高い上昇率を示すに違ひない。別表(2)に示したように、学生の生活費のなかで大きな比重を占める地代家賃や教養娯楽費は、その上昇率がきわめて高い(3.4倍と2.0倍)。したがつて、これらの他外食價格の著しい上昇率を考慮すると、奨学金の実質価値は、昭和29年当時を基準とすると、確実に低下していると判断した方があたつている。

また、昭和37年度に、博士課程の金額が15,000円、改められてからの一般物価の上昇はとくに著しく、昭和42年に至る5年間で32.6%にも達する。したがつて、この一般物価指数で割つた実質価値の変動をみても、42年度は、37年度に比べて9.5%低下した計算になるが、前記の理由によつて実際にはもつと低下している。

しかし、一層重視すべきは一般給与水準との関係である。一般給与水準が上昇した場合、奨学金が引き上げられなければ、大学院学生は一般社会人からとり残され、相対的にみじめな困窮生活を余儀なくされるか、あるいはアルバイトをしてでも、それに追いつこうとするかであろう。ところが、ここ十年余を比べてみると、奨学金の水準は、一般給与水準の上昇に著しく立ち遅れ、その相対的地位は年々低下を続けてきた。このことは、別表(1)によつて明らかである。数値をあげると、一般給与水準は、昭和29年~41年の間に2.54倍になり、42年は、対前年比で10%の上昇をみこむと2.80倍になる。奨学金についてどのような対比方法をとつても、これだけ上昇したもののは一つとして見出されない。

また、国立大学助手の初任俸給の変化を別表(1)に示したが、昭和29年の第2種の金額10,000円は、初任俸給に勤務地給を加えた金額〔9,000円+(900円~1,800円)〕にほぼ近い金額であつた。ところが42年4月現在では、初任給は24,800円で以前の2.76倍になり、暫定

手当、初任給調整手当を加えた最低 26,310 円～最高 27,810 円に対して修士課程の 13,000 円はそのほぼ半分、博士課程の 18,000 円はその約 3 分の 2 にあたるにすぎない。また、博士課程の奨学金が昭和 37 年度に 15,000 円に引き上げられたときには、助手の初任俸給 (14,700 円) にはほぼ匹敵していたのが、今では後者に比べ著しく低まっている。

このように、近年大学院学生に対する奨学金が、物価ならびに賃金の上昇に立ち遅れ、合理性が欠如するようになつたのは、物価や賃金が年々上昇するのに、奨学金はすえおきになつてきために他ならない。この点を改善するには、何より毎年給与水準にスライドする制度が確立されることが必要である。

(3) 大学院学生にたいする奨学金の額は、原則としてそれによつて彼らが学業と研究に専念できるのに充分なものであることが望ましい。もしそれが余りにも少額であれば、彼らはアルバイトをするなどして貴重な時間をそれにさき、また優れた人材が大学院への入学を避ける風潮を生みだし、将来の研究者を組織的に養成するという大学院の使命の達成に重大な支障が生じるであろう。

この問題に關して、本会議は、国立大学の助手になる場合の額に準ずるものと支給すべきであるという見解をとり、これまで、その線に沿つて勧告を行なつてきた。この理由は、一般通念として、大学学部を卒業したものは、その年令からみても親元を離れて自立した生活を維持するのが当然と考えられていること。現実に学資と生活費を親元にたよつて生活を維持できるものは限られていること。有能な人材を確保するためには、それによつて生活可能な奨学金の支給が絶対必要であること、大学院学生の社会的地位ならびに彼らの学業と研究生活の内容からみて、国立大学助手に準ずる生活水準を維持できる生活費が必要であること、もし、適切な額の奨学金が与えられなければその収入の不足を補うためにアルバイトに走らざるを得ず、前述した好ましくない結果をまねくことなどを根拠としている。

奨学金受給者においても、アルバイトに従事するものが多いことは、奨学金の低いことを雄辯に物語ついている。(別表(5)の文部省調査を参照、ただし実際の比率はもつと高い。)

現状の生活を前提とすると、学部卒業後の国立大学助手の初任給は初任給調査手当と暫定手当を含んで最低 26,310 円～最高 28,320 円、学部卒業 2 年後の助手のそれは 28,800 円～30,500 円となつている。従つて、修士課程については最低 26,000 円、博士課程については 29,000 円程度の奨学金が望ましく、本会議としては、国立大学助手の給与水準へのスライドを前提として、できるだけ早くこの線の確保されることが必要と考える。

もつとも、現在の奨学金の水準が余りにも低いので、この点を考慮して、昭和 43 年度には、博士課程 25,000 円、修士課程 20,000 円とし、毎年それを引き上げ、3 年間で 3 年後の国立大学助手の給与水準に到達するよう計画的に引き上げられることを要望する。

[注] 昭和 42 年 4 月現在における国立大学助手の給与は次の通りである。

A 初任給 教育職俸給表(一) 4 級 1 号俸

$$\text{最低 } 24,800 \text{ 円} + 510 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} = 26,310 \text{ 円}$$

(4 級 1 号) (2 級地) (文科系初任給調整手当)

$$\text{最高 } 24,800 \text{ 円} + 1,020 \text{ 円} + 2,500 \text{ 円} = 28,320 \text{ 円}$$

(4 級地) (理工科系初任給調整手当)

B 教育職俸給表(二) 4級3号俸

最低 27,800円 + 600円 + 400円 = 28,800円

最高 27,800円 + 1,200円 + 1,500円 = 30,500円

(4) 本会議は、以前から「大学院学生への奨学金は入学者のほぼ全員に支給すること」を勧告してきた。この理由は、大学院学生の圧倒的多数は、将来わが国の科学的研究の中心にたつ人達であること、奨学金の支給について差別することは学生相互間に好ましくない風潮を生み出す恐れが多いこと、支給を受けられない学生は、とくに生活に困窮し、アルバイトなどに多くの時間をさき、本来の学業、研究がおろそかになるおそれがあること、などを考慮したもので、奨学金の必要性のある大学院学生には、差別なしに支給せよ、という趣旨である。

ところが、貸与人数は増加しているとはいえ、遺憾ながら現在奨学金は大学院学生の一部のものに支給されているにすぎない。昭和41年度についての育英会の調査によると、修士課程で30.2%，博士課程一般は71.9%，うち1年生81.6%，医学33.8%，うち1年生40.6%となっている。〔別表に示した文部省調査の値が低いのは（昭和40年度）調査年度のちがいの他、留年したものも含んでいるためと考えられる。〕もつとも42年度に夫々1,500名と1,000名の増員が認められたので、博士課程一般の1年生については、ほぼ全員に近い人員に支給されることになるのであろうが、修士課程の場合にはなお学生の3分の1程度に支給されるにすぎない。（別表(3)参照）。

本会議が、このことを特に強調したいのは、わが国では、育英会以外の民間からの奨学金制度が数少ない点である。文部省の調査によつても、他からそれをうけるものは修士課程で7.0%博士課程で3.7%にすぎず（別表(4)参照、但し、育英会の奨学金との併給を含む）、しかも会社からのものが比較的多くしかもその額は大体、育英会の奨学金の金額が最高限度になつてゐる傾向がある。（別表(5)参照）、民間からの奨学金は、一般に好ましくないというわけではないが、会社の場合、ときとしてひもつきのものがあつて、それを受けた学生を拘束する結果をもたらしている。研究者の養成は、本来国家が行なうべき事業であるから、国家的な奨学金制度の拡充強化こそ最も望ましいのである。また、現状では研究科別、並びに学校別で奨学金を受けているものの比率に大きな違いがみられる。別表(6)と(7)にそれを示したが、申請者が少ない研究科が存在して、それが研究科別の受給率の違いの一部を生み出したことは否定できないとはいへ、とくに学校差については、むしろ申請率の差以外の要因、とくに差別的取扱いに起因する面が強いようである。このような差別的取扱いをなくすためにも、支給人員を抜本的に拡大して、ほぼその全員にゆきわたるようにすることが必要であるか、それと同時に差別の徹廃を強く要望する。

(5) 給費とするか貸与とするかについては、本会議は、博士課程については、原則として給費とし、修士課程については、貸与とする考え方をとつてきた。その理由は、博士課程については圧倒的多数が課程修了後、教員または研究者として就職していくので、事実上貸与制の返還免除の場合とほん等しくむしろ給費制をとつた方がすつきりし、手数もはぶけることを考慮したものである。文部省調査によると、別表(8)に示したように修士課程については、教員あるいは研究者になるものの比率が相対的に低く、47.9%であり、一部には学部教育の補充と考えられている場合もみられるが、博士課題修了者のうち、教員、研究者は68.1%を占め、博士課程で医、歯学を除くと、その割合

は91.3%で圧倒的である。

なお、給費に改める法改正までの暫定措置として、とくに博士課程については早急には全員に貸与を拡大することを要望する。

(6) 現在、大学院修業者が、奨学金の返還免除職に就職するまでの猶予期間は、一般的には、「2年以内」とされている。

しかしながら、それは余りにも短期にすぎ、大学院修業後この期間内に適切な返還免除職に就職することができず、のちになつてこの種の免除職に就職しても、返還免除をうけられないという事態は決してまれではない。しかも今後このような傾向がつよまる恐れさえある。したがつて、できるだけ早急に、この猶予期間を「5年以内」に延長することを強く要望する。

(7) 大学院在学中の奨学金は、日本育英会法施行令第19条によつて、一定の教育、研究機関に勤務するものにたいして免除されるたてまえになつており、同条7号の指定機関の決定については、文部省内にもうけられた審査会によつて行なわれている。

しかし、この決定に際しては、広く学界の意見をきく必要があると考えられるので、そのような体制がつくられることが望ましい。

別表(1) 給与水準と奨学金(大学院在学生)の年次別変化

	一般給与水準 (1)	(指 数)	国立大学助手 初任俸 (2)	(指 数)	土修士課程奨学金		博士課程奨学金		物 価 指 数 (3)
					第1種	第2種	第1種	第2種	
昭和29年	17,497円	1000	9,000円	1000	6,000円	10,000円	6,000円	10,000円	1000
30	18,343	1053			6,000	10,000	6,000	10,000	9904
31	19,987	1131			6,000	10,000	6,000	10,000	9936
32	21,324	1184			6,000	10,000	6,000	10,000	10246
33	21,161	1220			6,000	10,000	6,000	10,000	10203
34	22,608	1293			6,000	10,000	6,000	10,000	10310
35	24,375	1383			6,000	10,000	6,000	10,000	10684
36	26,626	1539			8,000	10,000	8,000	12,000	11250
37	29,458	1697	14,700	1633	8,000	10,000	—般	15,000	12020
38	32,727	1878	16,300	1811	10,000	—	全 部	15,000	12928
39	35,774	2072	18,000	2000	10,000		15,000		13419
40	39,360	2279	20,200	2244	10,000		15,000		14445
41	43,925	2544	23,000	2556	10,000		15,000		15182
42		(推定)(279.8)	24,800	2757	(改正)13,000		(改正)18,000		(推定+5% となる(159.41))

(注) (1) 労働者、毎月勤労統計調査報告による、年間平均、臨時手当を含む。

(2) 每年4月現在のもの

(3) 総理府統計局、消費物価指数

別表(2)

消費者物価指数

(昭和29年を100とする)

	合計	食料	家賃地代	雑費	教養娯楽
昭和29年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
37	120.2	117.6	221.4	129.1	142.1
38	129.3	128.7	243.4	138.9	158.6
40	144.5	145.4	307.0	158.0	184.8
41	151.8	151.0	339.2	170.6	203.5

(注) 総理府統計局、消費者物価指数による。

別表(3)

奨学生を受けている大学院学生 一 予算定員と予算額

	人員			予算(億円)
	修士課程	博士課程	計	
昭和35年	2,275	3,700	5,975	5.40
36	2,200	3,900	6,100	6.98
37	2,200	3,900	6,100	8.35
38	2,200	4,290	6,490	10.36
39	2,500	5,800	8,300	13.44
40	4,000	5,800	9,800	15.24
41	5,500	6,000	11,500	17.40
42	7,000	7,000	14,000	
要求	(11,000)	(9,700)	(20,700)	(38.11)

(注) 育英会資料による、なお、最下段の「要求」とは、昭和42年度についての文部省の大蔵省への要求人員

別表(4) 奨学金の種類別人員

	学生現在員計	④ 育英会のみ	⑤育英会と他との併合		⑥育英会以外のみ		育英会計 (④+⑤) %	他からの計 (⑥+⑦) %
			貸与	給与	両者	貸与給与両者		
計	16,771	4,446	124	33	12	530	445	26
修士課程	9,413	3,281	67	18	2	415	251	3
公立	900	272	3	—	—	13	21	—
私立	6,458	893	54	15	10	102	173	23
計	11,683	4,915	72	25	18	188	125	5
博士課程	7,396	3,887	34	21	3	77	58	1
公立	1,246	348	2	1	—	4	3	—
私立	3,041	680	36	3	15	107	64	4

(注) 文部省 大学院実態調査報告書 昭和40年度

(%)は、それぞれの学生現在員計に対する割合

別表(5) 育英会以外の奨学金をうけている人員数

		育英会と併給			育英会以外のみ		
		賃のみ	給与のみ	両者	賃のみ	給与のみ	両者
修士課程	社・財團等公益法人から	8.5	1.1	7	1.08	1.35	1
	会社から	2.5	1.0	2	2.82	1.65	2
	その他から	1.4	1	3	1.33	1.30	2.1
	公益法人と会社から	—	—	—	—	2	—
	会社とその他から	—	1	—	7	9	2
	公益法人・会社・その他から	—	—	—	—	4	—
博士課程	小計	12.4	3.3	1.2	5.30	4.45	2.6
	公益法人から	4.4	6	4	2.7	3.5	—
	会社から	8	1.1	3	4.7	3.5	1
	その他から	1.6	6	1.0	1.14	5.6	4
	公益法人と会社から	3	—	1	—	—	—
	公社とその他から	1	—	—	—	—	—
公認会計士	公益法人・会社・その他から	—	2	—	—	—	—
	小計	7.2	2.5	1.8	1.88	1.35	5
合計		19.6	5.8	3.0	7.18	5.70	3.1

(注) 大学院実態調査報告書、昭和40年度

(6) 別表

勤務・アルバイト・奨学金受給者の研究科別の人員

	人員計	勤務をもつもの	アルバイトをもつもの	育英会の奨学金をうけるもの	他を含め選奨金を受ける者の計
合 計	16,771	1,853 (11.0)	5,622 (33.5)	4,615 (27.5)	5,716 (34.1)
文 学	3,843	697 (18.1)	1,468 (38.2)	834 (21.7)	1,034 (26.9)
法 政	1,181	81 (6.9)	335 (28.4)	248 (21.0)	277 (23.5)
経 経	1,900	291 (15.3)	288 (15.2)	354 (18.6)	393 (20.7)
理 学	2,060	297 (14.4)	1,039 (50.4)	755 (36.7)	873 (42.4)
工 計	5,799	286 (4.9)	1,845 (31.8)	1,805 (31.1)	2,335 (40.3)
農 学	1,016	81 (8.1)	36 (36.0)	384 (37.8)	407 (40.1)
薬 学	503	21 (4.2)	152 (30.2)	146 (29.0)	195 (38.8)
他	469	99 (21.1)	129 (27.5)	89 (19.0)	102 (21.7)
合 計	11,683	926 (7.9)	5,080 (43.5)	5,030 (43.1)	5,348 (45.8)
文 学	1,663	489 (29.4)	641 (38.5)	868 (52.2)	904 (54.4)
法 政	288	23 (8.0)	120 (41.7)	122 (42.4)	129 (44.8)
経 経	680	77 (11.3)	133 (19.6)	192 (28.2)	206 (30.3)
理 学	1,182	138 (11.7)	654 (55.3)	911 (77.1)	934 (79.0)
工 計	1,345	140 (10.4)	688 (51.2)	911 (67.7)	985 (73.2)
農 学	424	29 (6.8)	110 (25.9)	290 (68.4)	293 (69.1)
医 計	5,601	26 (0.5)	2,513 (44.9)	1,544 (27.6)	1,692 (30.2)
歯 学	331	1 (0.3)	173 (52.3)	81 (24.5)	81 (24.5)
薬 学	169	3 (1.8)	48 (28.4)	111 (65.7)	124 (73.4)
除 医 薬 学	5,751	899 (15.6)	2,394 (41.6)	3,405 (59.2)	3,575 (62.2)

(注) 文部省 大学院実態調査報告書 昭和40年度

()内は全学生にたいする割合

別表(7)

研究体制設置主体別にみた奨学金受給者の割合

%

		国 立	公 立	私 立
修 士 課 程	計	3 5.8	3 0.6	1 5.1
	文 学	3 3.8	3 0.3	1 4.2
	法・政	3 9.7	2 8.0	1 6.1
	経・商	4 8.4	2 9.5	1 3.9
	理	3 9.7	3 5.4	8.7
	工	3 5.1	3 1.3	1 7.0
	農	3 9.7	3 0.8	2 5.6
	薬	3 0.9	1 7.9	2 9.3
博 士 課 程	他	1 8.7	3 0.3	1 7.3
	計	5 3.3	2 9.2	2 4.1
	文	6 7.3	6 2.7	3 2.6
	法・政	5 4.7	—	3 5.2
	経・商	5 3.4	5 1.7	1 6.5
	理	8 0.9	7 6.5	1 6.7
	工	7 5.9	6 0.0	3 1.9
	農	7 0.9	—	6 5.3
	医	3 2.5	2 0.9	1 8.9
	歯	3 4.1	—	1 8.1
	薬	6 5.0	5 0.0	1 0 0.0

(注) 大学院実態調査報告書 昭和40年度

別表(8)

大学院修了者の就職先 -%-

夫々の就職者計100としたもの

		教員計	うち大学教員	研究者	A + C	B + C
修士課程修了者	合計	(A) 34.5	(B) 20.5	(C) 13.4	47.9	33.9
	文学	73.3	31.3	3.8	77.1	35.1
	法・経	34.3	16.1	2.9	37.2	19.0
	理学	50.0	38.2	26.4	76.4	64.6
	工学	12.0	10.5	14.1	26.1	24.6
	農学	37.0	28.8	26.0	63.0	54.8
	薬学	17.7	17.7	32.9	50.6	50.6
博士課程修了者	家政	61.5	50.0	26.9	88.4	76.9
	合計	61.5	53.9	7.6	69.1	61.5
	文学	90.6	69.0	3.4	94.0	72.4
	法・経	91.9	87.8	4.1	96.0	91.9
	理学	76.4	71.7	19.7	96.1	91.4
	工学	71.7	70.1	11.0	82.7	81.1
	農学	44.4	44.4	33.3	77.7	77.7
	薬学	62.5	62.5	37.5	100.0	100.0
除医歯	医歯	38.9	38.5	4.1	43.0	42.6
	医歯	80.8	71.3	10.6	91.4	81.9

文部省大学院実態調査報告書 昭和40年度

別表(9)

希望職業の割合(%)（最高年次在学生について）

	博 士 課 程			
	Ⓐ 教員計	Ⓑ うち大学教員	Ⓒ 研究者	Ⓓ Ⓑ Ⓒ 小計
計	3 8.8	3 7.9	2 2.9	6 0.8
国 立	3 4.5	3 4.1	3 0.6	6 4.7
公 立	2 5.4	2 5.4	1 3.2	3 8.6
私 立	5 0.3	4 8.3	1 1.4	5 9.7
文 学	6 6.7	6 3.4	2 1.3	8 4.7
法 経	6 4.7	6 3.4	1 3.9	7 7.3
理 学	3 6.2	3 6.0	6 3.2	9 9.2
工 学	4 6.0	4 6.0	2 5.8	7 1.8
農 学	3 6.6	3 6.6	5 9.8	9 6.4
医 齒	1 5.5	1 5.5	8.7	2 4.2
薬 学	1 8.0	1 8.0	7 5.4	9 3.4
除 医 齒	5 3.9	5 2.4	3 2.1	8 4.5

(注) 大学院実態調査報告書 昭和40年度